## 表 彰 規 程

制定 昭和61年3月12日 (理事会) 改正 昭和62年9月 2日 (理事会) 改正 平成10年5月27日 (総 会) 改正 平成11年9月17日 (総 会) 改正 平成19年5月17日 (総 会) 改正 平成24年6月19日 (総 会) 改正 平成25年6月13日 (総 会) 改正 平成28年6月 9日 (総 会)

#### (目的)

第1条 この規程は、本協会の発展に貢献された本協会会員及び会員所属個人並びに本協会活動 及び本協会役職員の功労に対する表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰の種類)

- 第2条 前条の功労に対する表彰は、次の各号のとおりとする。
- (1) 会員表彰 本協会の発展に功労があった会員に感謝状を授与する。
- (2) 会員所属個人表彰
  - 1) 功労賞 本協会の発展に貢献し特に功績が顕著な者に授与する。
  - 2) 有効賞 本協会の発展のため有益なコンサルティングに関する研究論文を関係会誌等に発表した 者に授与する。
  - 3) 新技術奨励賞 本協会の発展に有益なコンサルティング技術の改善、提案及び導入等をした者に授与する。
- (3)協会活動表彰 本協会の発展に資する顕著な功績のあった委員会活動又は支部活動等に授与する。
- (4)協会役職員表彰 本協会に多年勤務した者で、本協会の事業運営の改善向上に尽力し、功績が顕著な者に授 与する。

# (推薦)

第3条 前条に定める各賞候補の推薦は、理事会で推薦される場合を除き、原則として理事会が 別に定める推薦の基準及び要領に従い、毎年12月末日までに行うものとする。

#### (審査及び決定)

第4条 第7条に規定する表彰審査会(以下「審査会」という。)は、前条に基づき推薦のあった 第2条の各賞候補について審査し、その結果を会長に具申する。 2 会長は、前項の具申に基づき理事会の議決を経て被表彰者を決定する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、定時社員総会において行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、会長が感謝状又は表彰状及び記念品を授与して行う。

2 被表彰者の氏名、功績等は、本協会のホームページ等により会員に周知する。

(審査会の構成及び運営)

- 第7条 審査会は、各支部長、総務委員会の委員長及び副委員長その他会長が必要と認めて指名 する委員会の委員長をもって構成する。
- 2 審査会の委員長及び副委員長(以下「表彰審査委員長」、「表彰審査副委員長」という。)は、 総務委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。
- 3 審査会は、表彰審査委員長が招集する。
- 4 表彰審査委員長は会務を処理し、表彰審査委員長に事故あるときは、表彰審査副委員長がその職務を代理する。

附則

この規程は、昭和62年9月2日から施行する。

附則

この規程は、平成10年5月27日から施行する。

附則

この規程は、平成11年9月17日から施行する。

附則

この規程は、平成19年5月17日から施行する

附則

この規程は、平成24年6月19日から施行する

附則

この規程は、平成25年6月13日から施行する。

附則

この規程は、平成28年6月9日から施行する。